

資料51 長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

項目		表示方法			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
二酸化窒素	一般環境 大気測定局	ゾーンを上回る局数	ゾーン内の局数	ゾーンを下回る局数	0 0 24	0 0 23	0 0 23	0 0 23	0 0 24
		有効測定局数			24	23	23	23	24
		「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)			0.030	0.031	0.028	0.028	0.029
窒素	自動車 排出ガス測定局	ゾーンを上回る局数	ゾーン内の局数	ゾーンを下回る局数	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7
		有効測定局数			7	7	7	7	7
浮遊粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			29/29	29/29	28/28	28/28	30/30
		同上 (%)			100	100	100	100	100
二酸化硫黄		環境基準達成局数/有効測定局数			10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		同上 (%)			100	100	100	100	100
一酸化炭素		環境基準達成局数/有効測定局数			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		同上 (%)			100	100	100	100	100
微小粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			29/29	29/29	28/28	28/28	28/28
		同上 (%)			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
光化学オキシダント		環境基準達成局数/測定局数			0/25	0/25	0/24	0/25	0/25
		同上 (%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局です。
- 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
- 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
- 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
- 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。